

古代南九州にルーツを持つ中央官人（上）

菊池 達也 *

Study of Central Bureaucrats with roots in ancient southern kyushu (part1)

KIKUCHI Tatsuya

要旨：隼人と呼ばれた南九州の人々が律令国家の支配を受け容れた要因について、武力で制圧され服従したとするのが従来の一般的な理解であった。こうした征服史観的な見方に対しては批判もあるが、現状では克服しきれていない。この研究史的課題に取り組むため、本稿では、平城京左京三条二坊八坪東二坊坊間路西側溝から出土した飯支給伝票に記載されており、古代南九州にルーツを持ち、都で活動していたと推測される大隅乙万呂について、基礎的考察をおこなった。

キーワード：日本古代史、隼人、南九州、周縁、官人

はじめに

律令国家が成立した8世紀初頭、班田の実施を見送るなど¹、政府は大隅・薩摩国にあたる南九州で律令制度の全面的な施行ができなかった。その一方、そこに住む人々を隼人と呼び、6年に1回「朝貢」をおこなわせ、そのまま6年間に留め置いた²。そして畿内とその周辺諸国（近江・丹波・紀伊国など）³に移り住んでいた畿内隼人とともに独自の奉仕を担わせた⁴。8世紀の間、このように南九州に住む人々を特別扱っていたが、8世紀末～9世紀初頭になると、班田の開始、「朝貢」の停止など、南九州における特殊な政策を放棄した⁵。こうして律令国家は周縁領域のひとつであった南九州へ支配を拡大していったとされる。

それでは隼人と呼ばれた南九州の人々は、なぜ律令国家の支配を受け容れたのか。この点については武力で制圧され服従したとするのが一般的な理解であろう。確かに8世紀前半に起きた数回にわたる軍事衝突⁶、そしてその前後に実施された軍事力のともなう統治が転換点であったのは事実だと思われる。しかしこれらの事業は、あくまで律令国家が実施したアプローチのひとつに過ぎず、それだけで南九州の住民が支配を了承したという捉え方は、あまりにも単純で一面的な理解だといわざるを得ない。またこうした征服史観的な見方に対してはこれまでも批判があり⁷、周縁領域の人々を中心とした歴史像の模索もなされている⁸。ただし現状では、

表1 南九州の地名を冠する姓を持つ中央官人

名前	出典	官職
大隅忌寸公足	正倉院文書 善光寺朱印経典書	左大舎人、信部史生、 図書少属、図書大属
大隅忌寸三行	続日本紀	隼人正
大隅直坂麻呂	周防国正税帳	左大舎人
薩麻君国益		右大舎人
大隅乙万呂	平城京木簡	—

上記の理解を完全に相対化できたとはいえない。そのため、隼人をはじめとした周縁領域に住む人々が、国家による支配をなぜ容認したのか、従来重視してきた軍事的アプローチ以外の要因を、ひとつずつ解明していく作業が求められていると考える。

そこで本稿では、古代南九州にルーツを持つ中央官人を分析することで、この研究史的課題に取り組んでみたい。彼らは南九州の地名（大隅・薩摩など）を冠する姓を持ち、南九州に拠点があり都へ中央官人として出仕した者（南九州を本拠地とする者）と、南九州から移配された者の後裔で畿内に拠点を置き中央官人になった者（畿内を本拠地とする者）がいた。具体的には表1で掲げた人物である。一見、彼ら中央官人と、南九州に住む人々が律令国家の支配を認めたことは、関係ないように見える。しかしこれから論じるように大局的な観点で考えると、南九州の住民が国家の支配を肯定していく過程において、彼らの一部が大きな影響を与えたといえる。そのため本稿では、古代南九州にルーツを持つ中央官人を取り上げる。

（2023年1月23日受理）

*宇部工業高等専門学校 一般科

さて彼らに関しては、既存の研究で扱われたことがほとんどなく、一部の論考でその存在が触れられる程度であった。そのため筆者は、これまで大隅忌寸公足⁹、大隅忌寸三行¹⁰、大隅直坂麻呂、薩麻君国益¹¹について個別的に検証してきた。本稿では、まず表1のうち、いまだ論じられていない大隅乙万呂の基礎的考察をおこなう。続いて、その結果と上述したこれまでの検証の成果を総合し、古代南九州にルーツを持つ中央官人について分析する。そして、どの程度の数の人たちがどういった官職に任じられたのか、誰がいかなる過程で中央官人になったのか、さらに、彼らのような存在が南九州でどのような影響を及ぼしたのかを考察することで、古代南九州の人々がなぜ国家による支配を受容したのか、その一端を明らかにしたい。

1. 乙万呂記載飯支給伝票の出土地点について

大隅乙万呂は次の木簡（以下、乙万呂記載飯支給伝票とよぶ）に登場する人物である。

史料1

- ・ 飯二升充大県起万呂 大隅乙万呂
- ・ 十月九日書吏

『木研』12-20下、『城』23-17上¹²

乙万呂記載飯支給伝票は、平城京左京三条二坊八坪東二坊坊間路西側溝、遺構番号SD4699のうち、第198次A区から出土した。長さ141mm、幅14mm、厚さ3mmで、現在の遺存の形態が6011型式（長方形の材のもの）である。ある年の10月9日に、書吏が大隅乙万呂と大県起万呂に対して飯2升を与えたことを示す。本章では、この木簡を検証する前提として、まずその出土地点について確認したい。

乙万呂記載飯支給伝票は、図1¹³の二重丸印の地点で発掘された。東二坊坊間路は、平城京左京三条二坊七・八坪および同二条二坊五坪の東側に位置する。その西側溝は、二条大路北側溝SD5240との合流地点で遺構番号が二分し、南がSD4699、北がSD5021と呼ばれている。これまで計9回調査が実施されており、現状、総延長310mが発掘されている。発掘箇所によって若干の違いがあるものの、おおよそ幅2～3m、深さ0.9～1.2mの素掘り溝で、南に向かって水が流れていた。その堆積状況は、上から茶灰色土（最上層）、灰色粘土（上層）、暗灰色粘土（中層）、暗灰色砂（下層）となっており、最上層は埋め立て土である。下の三層は溝の流れにともなうもので、そこから木簡など多数の遺物が出土している¹⁴。

図2¹⁵にあるように、SD4699は同東側溝SD4701とともに、奈良時代当初（A期）に開削された。ただし当初、SD4699とSD5021は繋がっておらず、C期にいたって接続したと考えられている¹⁶。その後SD4699は奈良時代中頃にはかなり埋まっており、奈良時代後半以降になると東側溝にすべての水が集められ、埋め立てられたと理解されている（F期）。なおSD5021は奈良時代を通じて機能していたと見られて

いる¹⁷。

さて、乙万呂記載飯支給伝票が出土した地点の南西側にあたる平城京左京三条二坊一・二・七・八坪には、かつて長屋王の邸宅が存在していた¹⁸。この場所の発掘調査で見つかった木簡のうち、特に八坪東南隅で検出された全長27.3mの南北溝状土坑SD4750から出土した、和銅3（710）年～霊龜3（717）年を主体とする約35,000点にのぼる木簡群を長屋王家木簡と呼ぶ。邸宅内にいた人々に日々の米飯を支給した伝票が多く、長屋王家の家族や彼らに仕えた人々、支給の責任者として活動していた人物の名前が木簡に現れる。また、長屋王家の所領から食料などを進上する際のも木簡もある。これらの分析により、長屋王家の家政機関の状況や運営、食卓の様子や経済基盤などが明らかにされている。

その後神龜6（729）年2月に長屋王の変が生じ、長屋王は邸宅で妻の吉備内親王、子の膳夫王、桑田王、葛木王、鉤取王とともに自害した¹⁹。さらに同年（8月に改元²⁰。天平元年）8月、光明子が皇后になった²¹。そして光明皇后は没官地となっていた長屋王邸跡地に皇后宮を構えたと考えられている²²。

一方、乙万呂記載飯支給伝票が出土した地点の北西側にあたる平城京左京二条二坊五坪には、藤原麻呂の邸宅が存在したと考えられている²³。この左京二条二坊五坪と三条二坊八坪の間に二条大路が走っており、その路面上に掘られた東西に長い濠状遺構（北側濠SD5300・SD5310、南側濠SD5100）から出土した、天平7（735）～8年を主体とする約74,000点にのぼる木簡群を二条大路木簡と呼ぶ。その内容は大きく2つに分類できる。1つが皇后宮職に関わると考えられている木簡群で、衛府関係や門の警備に関わる木簡、参河国幡豆郡の贄など多様・多数の荷札木簡を含む。基本的に、内裏北方官衙の土坑SK820出土木簡と内容的に類似する。もう1つが藤原麻呂の家政機関に関わると見られる木簡群である。宿直・米支給に関わる木簡、岡本宅からの進上状、近江国坂田郡上坂郷庸米の荷札、題籤軸、文書函などが出土している。

以上、乙万呂記載飯支給伝票の出土地点についてまとめてきた。これらを念頭に置いて、周辺から出土した木簡群の研究成果と照らし合わせながら乙万呂記載飯支給伝票の分析をおこない、大隅乙万呂がどのような人物であったのかを探ってみよう。

2. 「書吏」について

乙万呂記載飯支給伝票を理解するうえで、まず注目したいのが「書吏」である。一品～四品の親王・内親王、および職事的一位～従三位の人物の家政を執らせるため、朝廷から派遣された官人を総称して家令と呼ぶが、この家令は四等官制がとられており、その主典にあたるのが書吏である。書吏は主家の位階に応じて各人数が定められており、表2で示したように、親王・内親王一品・二品および職事一位・二位には、書吏に大・少の区別があって大・少書吏が1人ずつ。正三位

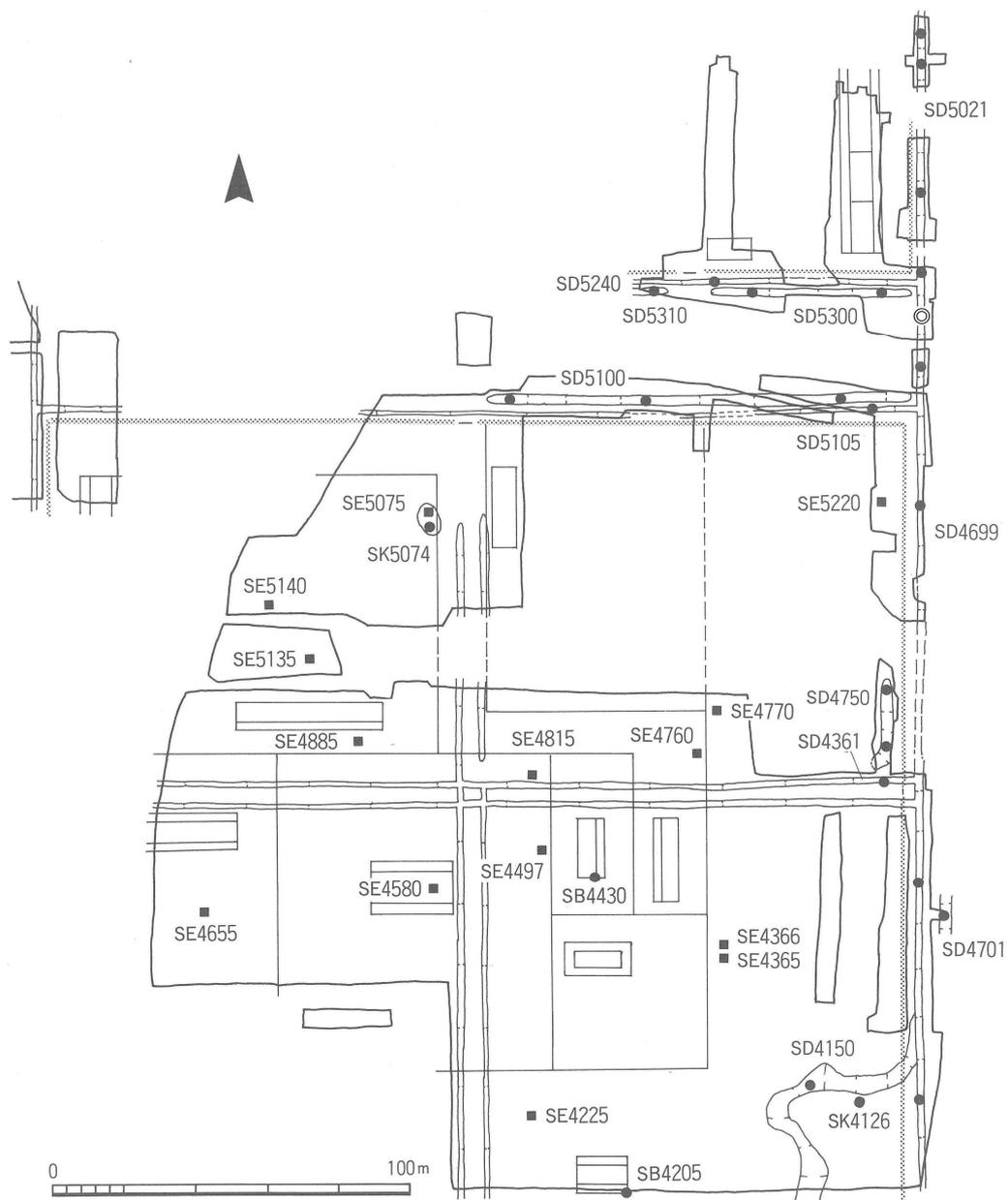


図1 乙万呂記載飯支給伝票の出土地点

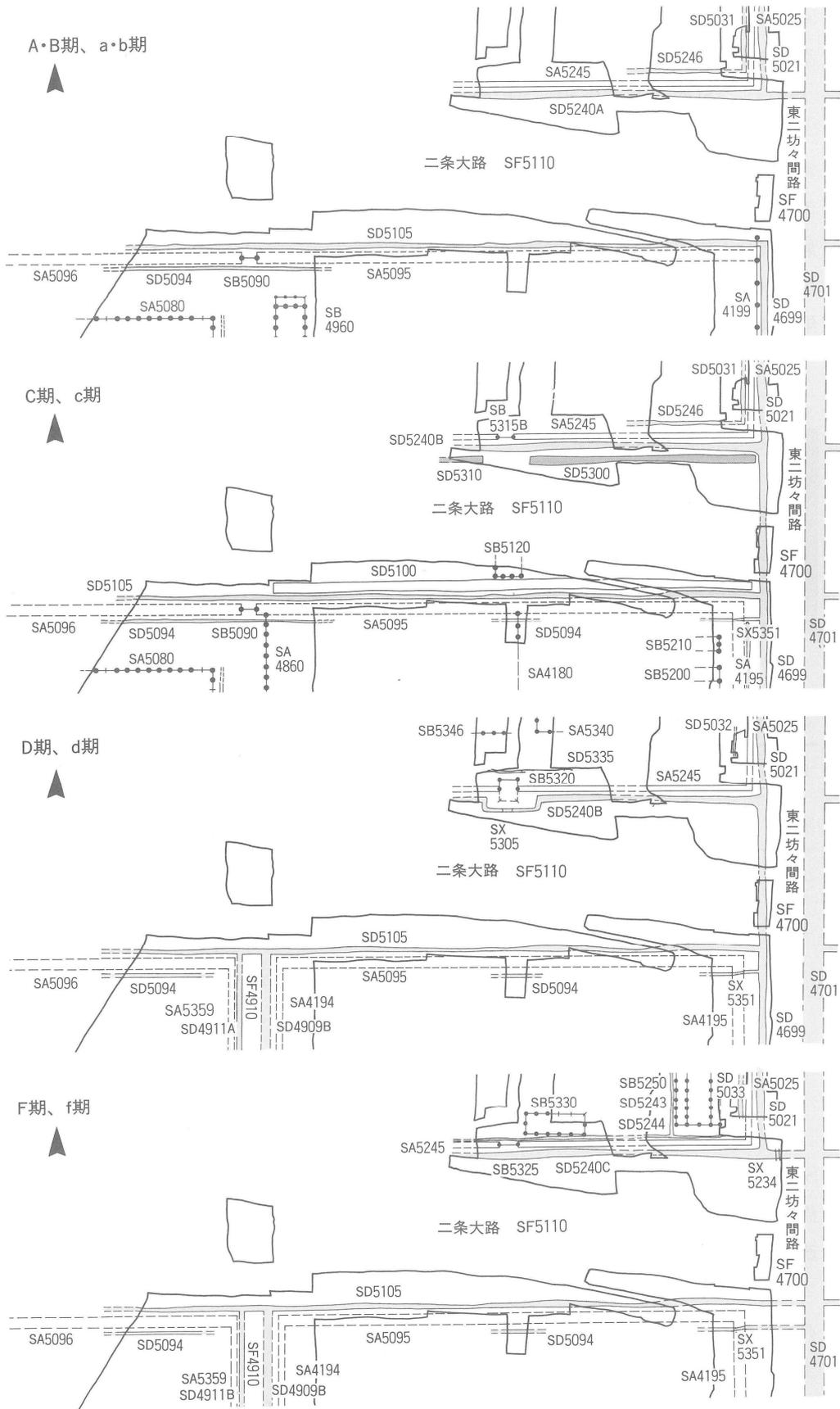


図2 乙万呂記載飯支給伝票の出土地点周辺の変遷

表2 家令の人数

	家令	扶	従		書吏	
			大	少	大	少
親王 内親王	一品	1	1	1	1	1
	二品	1	1	1	1	1
	三品	1	1	1		1
	四品	1	1	1		1
職事	一位	1	1	1	1	1
	二位	1	—	1	1	1
	正三位	1	—	—		2
	従三位	1	—	—		1

には書吏が2人、三品・四品および従三位には書吏が1人、それぞれ与えられていた²⁴。

それでは乙万呂記載飯支給伝票に記されている「書吏」を含む家政機関は、誰のものなのか。この点を考える前提として、飯支給伝票の性格について説明する。飯支給伝票は、これに基づいてその月の決算報告を作成すれば不要になる内部的な木簡である。そのため、支給を担当した部署から遠くに運ばれて廃棄されることは考えにくいと理解されている²⁵。したがって、近接する平城京左京三条二坊一・二・七・八坪、または同二条二坊五坪に存在した家政機関の可能性が高いといえる。

そこで、出土地点の近辺に存在していた家政機関を考察する。想定されるのは次の4つである。1つ目が長屋王邸に存在した長屋家の家政機関である。長屋王家木簡には、I家令と（大・少）書吏という職員構成の家政機関（以下、I系統の家政機関と呼ぶ）と、II家令、扶、従、大・少書吏という構成の家政機関（以下、II系統の家政機関と呼ぶ）が登場する²⁶。このうち長屋家の家政機関は、前者であることが明らかにされている²⁷。2つ目が高市皇子を本主とするもので、II系統の家政機関にあたる²⁸。高市皇子は長屋王の父であり²⁹、持統10（696）年に薨じた³⁰。したがって長屋王家木簡に記されている年紀、すなわち和銅3（710）年～壺亀3（717）年には、長屋王がこの家政機関を受け継ぎ、主人になっていたと考えられている³¹。3つ目が長屋王の妻にあたる吉備内親王の家政機関である。彼女は同じく長屋王邸で暮らしていたといわれている³²。4つ目が二条大路を挟んだ長屋王邸の向かい側にある、藤原麻呂邸に存在した藤原麻呂の家政機関である。

さてこの4つのうち、まず吉備内親王の家政機関については、保有する品位から推測すると書吏がいたはずだが、現状、彼女の家政機関に関する木簡は長屋王家木簡から抽出できていない³³。そのため、ひとまず考察対象から除外する。なお後述するように、神亀元（724）年に二品に昇進していることから³⁴、吉備内親王の家政機関とは考えにくい。

次にII系統の家政機関だが、高市皇子は亡くなった際、位が浄広老であった³⁵。浄広老は二品に相当するとされている³⁶。二品だと書吏は大・少の区別がある。大書吏・少書吏の

略として「書吏」と記している可能性もなくはないが、職名の大・少をそれほど簡単に省略するとは思えない³⁷。そのためこの説も検討対象から除外する。

続いてI系統の家政機関について。長屋王は和銅2年に従三位を授けられているので³⁸、それ以降書吏を有していた。I系統の家政機関の書吏として、詩月・鞠口が想定されている³⁹。ちなみに『報告書』は、乙万呂記載飯支給伝票の「書吏」について、根拠を示していないものの長屋王の家政機関を想定した指摘をしている⁴⁰。

最後に藤原麻呂の家政機関について。麻呂も神亀6年に従三位を授けられているので⁴¹、それ以降書吏を有していた。書吏として六人部諸人が想定されている⁴²。

以上、4つの家政機関を取り上げてきたが、実質的には長屋王（I系統）の家政機関と藤原麻呂の家政機関のどちらかだといえる。では、どちらの可能性が高いのか。まず、乙万呂記載飯支給伝票の作成・廃棄時期から考察したい。図2で示したように、出土地点はA・B期には溝ではなく、C期に掘削された⁴³。『報告書』によると、A期は平城遷都から養老年間頃（710～720年頃）、B期は天平初年まで（720年頃～729年）、C期は平城遷都頃まで（729～745年頃）、D期は天平勝宝2年頃まで（745～750年頃）、E期は宝亀元年以前（750～760年代）、F期は奈良時代末まで（ほぼ770年代）、G期は奈良時代末～平安時代初め頃までと、それぞれ判断されている⁴⁴。つまり、乙万呂記載飯支給伝票は天平初年以降に廃棄されたと考えるのが自然である。

また伝票木簡は長期にわたって保存することを念頭に置いておらず、年を記すのはごく稀とされている⁴⁵。したがって年紀の記載がない乙万呂記載飯支給伝票も、長期間保存されたわけではなく、飯支給の控えとして作成され、集計に利用されたのち、さほど期間をあげず廃棄されたのではないかと想定される。つまり、廃棄時期と作成時期はおおよそ同じ頃と考えられる。

そして「大書吏」「少書吏」ではなく「書吏」を有するのは、表2で示したように、三品・四品および正三位・従三位の位を持つ者だけである。乙万呂記載飯支給伝票は天平初年以降に廃棄され、また、作成時期も同じ頃だと考えられるので、II系統以外の3つの家政機関の主人（長屋王、吉備内親王、藤原麻呂）の位階の変遷をあわせると、条件に合致するのは藤原麻呂だけといえる（図3）。したがって上記の4つのなかでは、藤原麻呂の家政機関の書吏である可能性が最も高い。

ただし藤原麻呂の家政機関は、別の家政機関の職員とともに皇后宮の運営に関与していたようで⁴⁶、実際、二条大路木簡には六人部諸人の他にも、「書吏足嶋」「書吏河内画師屋万呂」「書吏倉人」「書吏田部宿祢」のように、複数の「書吏」が散見される⁴⁷。そのため断言するのが難しいが、乙万呂記載飯支給伝票の「書吏」は、藤原麻呂の家政機関の書吏、もしくは麻呂の家政機関と一体になって活動していた別の家政機関の書吏である可能性が高いと結論づけたい。

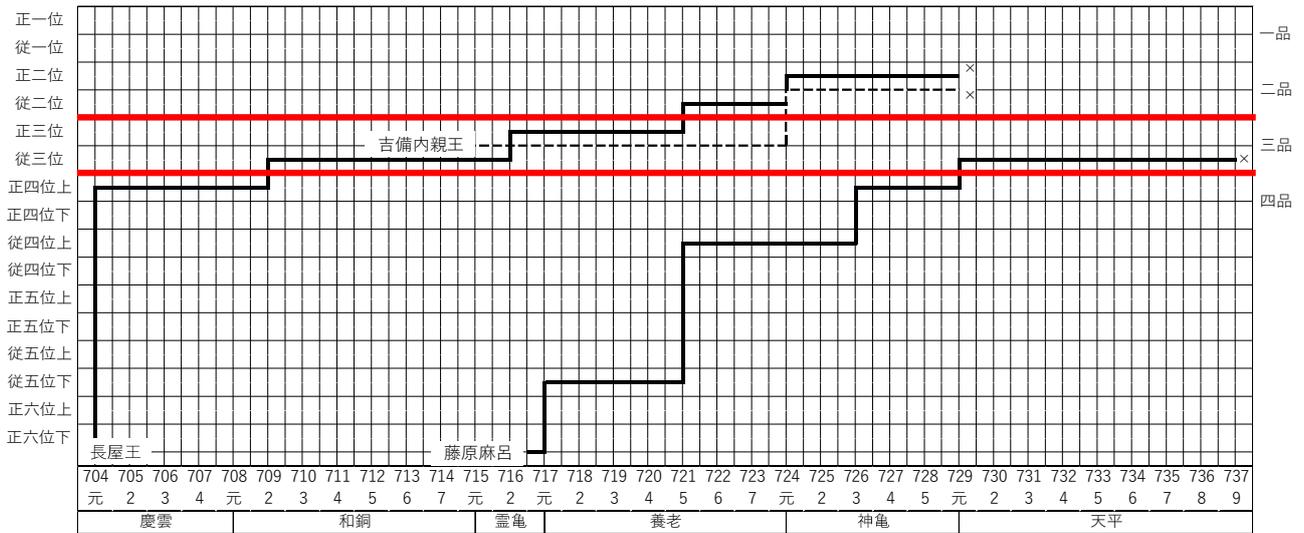


図3 長屋王・吉備内親王・藤原麻呂の位階の変遷

表3 SD4699 出土荷札木簡に記されている地名

地名		貢進物	備考
木簡表記	検索語句		
「志摩国答志郡伊可郷」	志摩国答志郡伊可郷	調赤乃利	すべての検索結果7件のうち、他の6件は二条大路木簡。「伊可郷赤乃利」と記された木簡が二条大路木簡から出土(『城』31-23下)。
「参河国播豆郡篠嶋」	参河国播豆郡篠嶋	—	すべての検索結果31件のうち、二条大路木簡が17件。ほぼ同記載の木簡が二条大路木簡から出土(「参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄佐米楚割六斤」(『城』22-20下))。
「参河国播豆郡篠嶋」		贄佐米	
「伊豆国田方郡有参郷桜田里」	伊豆国田方郡有参(参)郷桜田里	—	すべての検索結果8件のうち、他の7件は二条大路木簡。「伊豆国田方郡有参郷桜田里戸主松前舍人部国口」と記された木簡が二条大路木簡から出土(『城』22-26上)。
「伊豆国那賀郡射鷲郷和太里」	伊豆国那賀郡射鷲郷和太里	—	すべての検索結果4件のうち、二条大路木簡が2件。「伊豆国那賀郡射鷲郷」は、すべての検索結果7件のうち、二条大路木簡が4件。
「若狭国遠敷郡青郷」	若狭国遠敷郡青(安遠)郷	贄貽貝富也并作調腊	すべての検索結果19件のうち、二条大路木簡が11件。「←敷郡青郷川辺里」と記された木簡が平城宮中央区朝堂院東北隅から出土(『宮』7-11959)。
「安遠郷川辺里」			
「若狭国遠敷郡」			
「←郷口(額カ)田里」	額田里	—	他に存在しない。
「越前国丹→」	越前国丹生郡	—	すべての検索結果38件のうち、二条大路木簡が4件、長屋王家木簡が19件。
「伯耆国会見口(郡)」	伯耆国会見郡	—	すべての検索結果19件のうち、二条大路木簡が2件、長屋王家木簡が5件。
「周吉郡上部郷訓議里」	隠岐国周吉郡上部郷訓議里	腊	すべての検索結果4件のうち、二条大路木簡が2件。
「讃岐国三野郡勝間郷」	讃岐国三野郡勝間郷	庸	すべての検索結果2件のうち、もう1件は平城宮推定造酒司宮内道路南側溝から出土。
「備前国上道郡少→」	備前国上道郡沙石郷カ	—	検索結果4件すべてが二条大路木簡。
「←国葦田郡口(三カ)味郷」	備後国葦田郡三味郷	—	他に存在しない。
「周防国玖珂郡」	周防国玖珂郡	比志古鰯	他に存在しない。

※出典は『城』23-19・20。

以上、乙万呂記載飯支給伝票の「書吏」について、藤原麻呂の家政機関との関連性を強調してきたが、この指摘は他の状況証拠とも矛盾しない。次の史料は、乙万呂記載飯支給伝票と同じSD4699から出土した年紀のある文書木簡である。

史料2

ア 給枚卅九口 神龜六年

〔『城』23-17下〕

イ・謹牒 厨務所 ^{〔職カ〕} □ 本請二升許

・右為菓分之 天平元年八月十八日

将曹若麻侶
大 国

〔『城』40-22上〕

ウ 天平元年

〔『城』23-17下〕

エ・山代三宅進上芹一斗 久々多知

・ 天平 ^{〔マフ〕} 元 二年二月…□□奈万呂

〔『城』23-17上〕

年紀を見ると、神龜6年（ア）＝天平元年（イ・ウ）、2年（エ）で、いずれも天平初年頃に作成され、それ以降に廃棄されたといえる。続いて荷札木簡を取り上げたい。

史料3

ア・<伊豆国田方郡有参郷桜田里 ^{〔繪前カ〕} □ □ ×

・<養老六年

〔『木研』12-20下〕

イ 周吉郡 ^{〔上郷〕} 訓議里 [] 腊一斗五升 神龜四年

〔『城』23-19下〕

ウ・志摩国答志郡伊可郷 ^{〔戸主大伴部小多祁御調赤乃利〕} 二斤 天平三年四月廿日

・ [] 乃々 ^{〔國〕} □ 志可 [] □ □ □

〔『城』23-19上〕

エ・安遠郷川辺里 ^{〔秦〕} 調 []

・ 天平二年八月

〔『城』23-19上〕

オ・ [] ^{〔額カ〕} □ □ □ 三田次御調塩三斗

・ [] 平二年九月

〔『城』23-19下〕

天平2、3年（ウ・エ・オ）の年紀がある一方、文書木簡と異なり天平初年を遡るものもある（養老6（722）年（ア）、神龜4年（イ））。ただし、荷札木簡はその荷物の利用後に廃棄されたであろうから、年紀通りに木簡が捨てられたとは限らない。その荷札が付された貢進物も「腊」と呼ばれる干し

肉なので、比較的貯蔵できたと想像される。都に運ばれてから取り置かれ、天平初年頃に消費、荷札が廃棄されたという想定も十分に成り立つ⁴⁸。少なくとも、俯瞰して見るとSD4699出土の木簡群は天平初年頃のものが多い。したがって同じ遺構から発掘された乙万呂記載飯支給伝票も、天平初年以降に作成・廃棄された蓋然性は高いといえる。

またSD4699から出土した木簡群は、内容的に二条大路木簡と同じ特徴を持つものが多い⁴⁹。例えば、二条大路木簡には兵衛府や中衛府に関わる木簡が多数存在するが⁵⁰、SD4699からは左右兵衛府の官職名のひとつである「大志」や、中衛府の官職名のひとつである「将曹」といった記載を含む木簡が見つかっている⁵¹。さらに「左兵衛府」「中衛府」と記された墨書土器も出土している⁵²。

加えて、二条大路木簡と同じ地名の記載がある荷札木簡も多数確認されている。表3は、SD4699から発掘された荷札木簡の地名表記を、奈良文化財研究所データベース「木簡庫」で検索・抽出し、その結果をまとめたものである。二条大路木簡の収録点数が多いのも一因とは思われるが、SD4699出土荷札木簡にある地名は二条大路木簡と共通することが多いといえる⁵³。

以上、乙万呂記載飯支給伝票のうち「書吏」に注目して考察をおこなった。断定できる史料が少なく判断が難しいが、乙万呂記載飯支給伝票が出土したSD4699の木簡群は、藤原麻呂家の廃棄した木簡群が含まれる二条大路木簡との結びつきが強いという状況証拠を鑑みても、この「書吏」は藤原麻呂の家政機関の書吏、もしくは麻呂の家政機関と一体になって活動していた別の家政機関の書吏である可能性が高いといえよう。

3. 「大県起万呂」「大隅乙万呂」について

本章では、乙万呂記載飯支給伝票に登場する「大県起万呂」「大隅乙万呂」に着目したい。まず大県起万呂について。起万呂は乙万呂記載飯支給伝票でしか確認できない人物である。そこで大県氏が登場する記事を取り上げ、考察したい。

史料4 『続日本紀』神龜2（725）年6月丁巳（6日）条 和徳史竜麻呂等卅八人、賜姓大県史。

史料5 『続日本紀』神護景雲2（768）年7月辛丑（30日）条

（前略）授无位三嶋女王従五位下。正六位下大県連百枚女・壬生公少広・安都宿禰豊嶋並授外従五位下。

史料6 『新撰姓氏録』右京諸蕃 大県史、百济国人和徳之後也。

史料4・6によると、大県史氏は百济国の人である和徳の後裔であり、実際、和徳史竜麻呂ら38人に大県史姓を授けているので、大県氏は百济系氏族だといえる。またその姓から、本拠地は河内国大県郡と考えられる。さらに史料5では、大県連百枚女が外従五位下を授かっている。起万呂の姓が史なのか連なのか不明であるものの、少なくとも大県氏全体で

見ると位階を有する者が存在し、なかには外五位を与えられた者もいたことがわかる。

続いて大隅乙万呂について。まず起万呂と併記されているため、両者は同じ理由で飯を与えられたのであろう。そして大隅氏は百済系氏族であった。同じ理由で飯の支給に預かったことを前提とすると、起万呂は隼人とは考えられないので、乙万呂は南九州の地名を冠する姓を持つが、隼人として活動したことによって飯支給を受けたわけではないといえる。なお乙万呂の本拠地について、畿内なのか南九州なのか判断に迷うが、後述する乙万呂の官職の任用方法から考えると、南九州よりも畿内の可能性が高いと思われる。したがって乙万呂は、南九州から畿内に移り住んだ人々の後裔とした方が妥当であろう。

次に伝票の形式から論じる。まず長屋王邸の米支給伝票と比べてみたい。

史料7

- ・○内親王御所進米一升
- 小長谷吉備
- ・○受 十月十四日書吏

〔『京』1-240〕

この史料は、長屋王邸の米支給伝票の具体例である。長屋王邸の米支給伝票の基本形は、

宛先+物品名・数量+「受」(=授) 某十月日+人名(出納責任者か)

であり⁵⁴、「某」に受取人(使)の名前が入る。しかし乙万呂記載飯支給伝票には宛先がなく、冒頭に物品名・数量が記されている。なお他の部分については「受」が「充」になっているものの、「某十月日+人名」の部分で共通している。異なる木簡群と推測されるものとの比較になるが、形式は似通っている。

続いて木簡の作成者・作成方法に着目したい。勝浦令子氏によると、長屋王家木簡は食料を支給した側が作成し残した控えである米支給伝票が多いとされている⁵⁵。例えば史料7は米を支給した側である書吏が作成している。それに対し長屋王家木簡以外は、圧倒的に米請求の文書木簡の出土例が多いとされる。その具体例として、次の長岡京の太政官厨家の木簡(長岡京跡左京三条二坊八町SD1301B層出土木簡)⁵⁶が挙げられている⁵⁷。

史料8

請書手飯四升十月三日軽間嶋粉

〔『長岡京』1-14〕

〔×九〕

考所飯肆升「十」月「一」日雅万呂

〔『長岡京』1-10〕

- ・請飯肆升^{書生科}

- ・ 十月十「五」日安都笠主

〔『長岡京』1-34〕

請飯四升二月廿三日軽間嶋粉

〔『長岡京』1-23〕

これらの木簡の基本形は、

請+支給対象者+飯(食)+数量+日付+署名

または

請+飯+数量+日付+署名

であり、「請」の文字から始まり、支給される側(=請求者)が木簡を作成している。この請求木簡が米を支給した側に渡り、米支給の控えとなって集計に利用されていた。ではなぜ長屋王家木簡には支給した側が作成した支給伝票が多いのかというと、勝浦氏は、長屋王家の邸宅内では、本主クラスの日毎の米進上には請飯木簡を作成せずに受取人が口頭請求したり、使用人への給料や他の用途米も口頭伝達したりしていた。そのため請求木簡がないので、この請求を受けた支給担当者が木簡を作成・処理したからだと説明している⁵⁸。

この指摘を踏まえて乙万呂記載飯支給伝票を見ると、先ほど述べたように、長屋王家木簡にある米支給伝票とおおよそその特徴が合致している。つまり乙万呂記載飯支給伝票も米請求の文書木簡ではなく、支給者側が作成した飯支給伝票といえる。したがって、起万呂・乙万呂の口頭による申請によって、支給担当者であった書吏がこの木簡を作成し、その後集計に利用したのち廃棄したと考えられる。そうすると乙万呂は、藤原麻呂の家政機関(もしくは麻呂の家政機関と一体になって活動していた別の家政機関)に対して口頭申請できる人物だといえる。

また、二条大路木簡に見られる米支給木簡には米の被支給者として資人が複数現れ、さらに、資人と記されてなくても他の史料で資人であったことが明らかである人物も存在する。したがって『報告書』では、二条大路木簡の米支給木簡における米の被支給者について、明記のない者も含めて資人と考えてよかろうと指摘している⁵⁹。乙万呂は家政機関に対して口頭申請できる人物であるという点から考えても、彼もまた資人、あるいは広めに捉えて広義のトネリとして活動し、飯の支給に預かったのではないかと。

なお、資人には位分資人と職分資人が存在するが、従三位であった藤原麻呂は⁶⁰、60人の位分資人を有していた⁶¹。

史料9 『養老令』軍防令帳内条

凡帳内、取_二六位以下子及庶人_一為之。其資人不_レ得_レ取_二内八位以上子_一。唯充_二職分_一者聽。並不_レ得_レ取_二三関及大宰部内、陸奥、石城、石背、越中、越後国人_一。

この規定では、帳内・職分資人は六位以下の子および庶人から採用、ただし位分資人は内八位以上の子の採用を禁止とされていた。その後、神亀5年3月に、三関と筑紫・飛驒・陸奥・出羽国の人を充てることが禁じられたものの⁶²、散位・勲位・位子・庶人から採ることが認められ、位分資人の採用範囲は拡大された⁶³。この点、次章に登場する大隅忌寸公足の事例を参考にすると、大隅氏のなかにも内八位未満の位を有する人物が存在し、また位子もいたと推定できるので、乙万呂が位分資人に採用されていた可能性は十分にある。なお先述したように、大隅氏のなかには外五位を授かっている者

が存在する。逆にいえば、それに満たない位階を持つ者もいたことが想像される。そのため併記された大県起万呂も、採用条件的には位分資人になることは不可能ではなく、仮説は成り立つといえる。

以上、史料が少ないためやや強引な史料解釈もあったと思うが、乙万呂記載飯支給伝票について、作成者は藤原麻呂の家政機関の書吏、もしくは麻呂の家政機関と一体になって活動していた別の家政機関の書吏で、おそらく位分資人（または広義のトネリ）として活動していた乙万呂は、起万呂とともに申請をおこない飯の支給に預かったと考えるのが、解釈として妥当性が高いといえよう。

- 1 『続日本紀』天平2（730）年3月辛卯（7日）条。
- 2 『続日本紀』靈龜2（716）年5月辛卯（16日）条。
- 3 『延喜式』隼人司式番上条、同計帳条、『北山抄』巻第5踐祚抄大嘗会事。以下、本稿で「畿内」と表記する場合、便宜上、隼人が移住した畿内周辺諸国も含めた意味で使用する。
- 4 『延喜式』隼人司式などで具体的な奉仕内容を確認できる。詳細については、拙稿「畿内における隼人の奉仕」（拙著『律令国家の隼人支配』同成社、2017年）で論述した。
- 5 『類聚国史』巻159 延暦19（800）年12月辛未（7日）条、同巻190 延暦20年6月壬寅（12日）条。
- 6 史料上では、少なくとも4回、南九州で軍事衝突が起こっていたことがわかる（『続日本紀』文武4（700）年6月庚辰（3日）条、大宝2（702）年8月丙申（1日）条、和銅6（713）年7月丙寅（5日）条、養老4（720）年3月丙辰（4日）条など）。
- 7 門脇禎二「蝦夷」の叛乱—その前章—（同『日本古代政治史論』塙書房、1981年、初出は1953年）、高橋富雄『辺境 もう一つの日本史』（教育社、1979年）など。
- 8 田中聡『日本古代の自他認識』（塙書房、2015年）、鈴木靖民『日本古代の周縁史—エミシ・コシとアマミ・ハヤト』（岩波書店、2014年）など。
- 9 拙稿a「大隅忌寸公足の活動に関する基礎的考察」（『史学研究』305号、2020年）、同b「大隅忌寸姓を持つ中央官人をめぐって」（『九州史学』190号、2022年）。
- 10 拙稿、註9前掲b論文。
- 11 拙稿「古代南九州から出仕した中央下級官人」（『日本歴史』878号、2021年）。
- 12 本稿で使用した木簡の出典は以下の略称を用いる。『木研』（木簡学会編・刊『木簡研究』）、『城』（奈良（国立）文化財研究所編・刊『平城宮発掘調査出土木簡概報』）、『京』（同『平城京木簡』）、『宮』（同『平城宮木簡』）、『長岡京』（向日市教育委員会編・刊『長岡京木簡』）。このうち『木研』『城』は号数と頁数・上下段を、『京』『宮』『長岡京』は号数と通し番号をハイフンでつないで示す。
- 13 奈良国立文化財研究所編・刊『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告—長屋王邸・藤原麻呂邸の調査—』（本

文編、1995年。以下『報告書』と呼ぶ）133頁、Fig.48を一部加工して転載。

- 14 註13前掲『報告書』、74・75、135・136頁。
- 15 註13前掲『報告書』、73頁、Fig.21を転載。
- 16 註13前掲『報告書』、60・69頁。
- 17 註13前掲『報告書』、75・136頁。
- 18 以下、長屋王家木簡と二条大路木簡の説明は、特に断らない限り主に次の文献を参考にした。註13前掲『報告書』、奈良（国立）文化財研究所編・刊『平城京木簡』1～3（1995～2006年）、同『長屋王家・二条大路木簡を読む』（2001年）、同『平城宮跡発掘調査50周年記念 天平びとの声をきく—地下の正倉院・平城宮木簡のすべて』（2010年）、寺崎保広『長屋王』（吉川弘文館、1999年）、森公章『奈良貴族の時代史—長屋王家木簡と北宮王家』（講談社、2009年）。
- 19 『続日本紀』天平元年2月癸酉（12日）条。
- 20 『続日本紀』天平元年8月癸亥（5日）条。
- 21 『続日本紀』天平元年8月戊辰（10日）条、同壬午（24日）条。
- 22 註13前掲『報告書』、434～450頁。
- 23 註13前掲『報告書』、419～433頁。
- 24 『養老令』家令職員令。
- 25 註13前掲『報告書』、433頁。
- 26 註13前掲『報告書』、365頁。
- 27 註13前掲『報告書』、370・371頁。
- 28 註13前掲『報告書』、371～385頁。
- 29 『続日本紀』天平元年2月甲戌（13日）条、『公卿補任』和銅3年条長屋王尻付。
- 30 『日本書紀』持統10（696）年7月庚戌（10日）条。
- 31 註13前掲『報告書』、385頁。
- 32 註13前掲『報告書』、386・387頁。
- 33 註13前掲『報告書』、386・387頁。
- 34 『続日本紀』神龜元（724）年2月丙申（6日）条。
- 35 『日本書紀』持統7年正月壬辰（2日）条、同10年7月庚戌条。
- 36 註13前掲『報告書』、368頁、庄司浩「天武14年皇親冠位制について」（『立正史学』34号、1970年）。
- 37 渡辺晃宏「長屋王家木簡と2つの家政機関—伝票木簡の考察から—」（奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』第2集、真陽社、1991年）、63頁。
- 38 『公卿補任』和銅3年条長屋王尻付。
- 39 註13前掲『報告書』、370頁。
- 40 註13前掲『報告書』、136、447頁。
- 41 『続日本紀』天平元年3月甲午（4日）条。
- 42 註13前掲『報告書』、420頁。
- 43 註13前掲『報告書』、69・73頁。
- 44 註13前掲『報告書』、76・77頁。
- 45 渡辺、註37前掲論文、56頁。
- 46 註13前掲『報告書』、419～433頁。

47 「書吏足嶋」(『城』30-43 上)、「書吏河内画師屋万呂」(『京』3-4765)、「書吏倉人」(『城』29-25 下)、「書吏田部宿祢」(『城』30-6 下)。

48 「養老六年」の年紀が記されている伊豆国田方郡からの荷札木簡(史料3ア)も同様と考える。伊豆国田方郡の荷札木簡には「堅魚」の表記が多く見られ、特に伊豆国田方郡有雑(有参)郷では荒堅魚を調として貢進していた(『城』22-24 下、22-26 上)。荒(鮓)堅魚とは煮鰯に塩漬けて干したものの、あるいは海水で煮て天日干ししたものと考えられている(三舟隆之・馬場基編『古代の食を再現する みえてきた食事と生活習慣病』吉川弘文館、2021年、227頁)。いずれにせよ乾燥させた保存食と考えられ、ある程度の期間の貯蔵には耐えうると想像される。

49 この点については、すでに註13前掲『報告書』でも指摘がなされている(447頁)。

50 註13前掲『報告書』、408～418頁。

51 「府大志」(『城』23-18 下)、「将曹」(『城』40-22 上)。他にも、『報告書』では、「大尉」「少尉」(『城』23-17 下)、「□志所」(『城』20-7 下)、「□衛少初位上葛野隼人」(『城』23-18 下)、「厨布直銭二貫」(『城』20-9 上)と記載がある木簡、兵衛や中衛に関わると考えられる勤務評定木簡(『城』23-18 下)が紹介されている(136、447頁)。

52 註13前掲『報告書』、157頁。

53 さらに、二条大路木簡でも発掘されている摂津国嶋上郡司解(『城』30-8 上)が、SD4699からも出土(『城』23-18 下)している(註13前掲『報告書』、447頁)。

54 註13前掲『報告書』、392頁。

55 勝浦令子「長屋王家の米支給関係木簡」(『木簡研究』21号、1999年)250頁。

56 向日市教育委員会編・刊『長岡京木簡』1(1984年)。

57 勝浦、註55前掲論文、250～251頁。

58 勝浦、註55前掲論文、254～255頁。

59 註13前掲『報告書』、423頁。

60 『続日本紀』天平元年3月甲午条。

61 『養老令』軍防令給帳内条。

62 史料9の後半部分の「並不得取」～「越後国人」は、『大宝令』には存在せず、この神亀5年の改定なども踏まえて『養老令』編纂時に追加されたと考えられている(野村忠夫『律令政治の諸様相』塙書房、1968年、157～158頁)。

63 『続日本紀』神亀5年3月甲子(28日)条。

(本稿は公益財団法人高梨学術奨励基金令和3年度若手研究助成による研究成果の一部である。)